第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の一一関係）

［様式　略］

第７号の２様式別表６記載要領

［１・２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)・(2)　略］

(3)　「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の２）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)・(2)　略］

(3)　「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の２）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

第十号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）

［様式　略］

第10号の３様式記載要領

［１　略］

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、道府県民税の法人税割又は事業税の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

３　この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人が分割基準の誤りによる更正の請求をする場合には、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事にあらかじめ第10号の２様式により修正後の分割基準の明細を届け出たことを証する文書を添付すること。

［４～８　略］

９　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業及び同項第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業又は同項第４号に掲げる事業とを併せて行う法人が事業税の更正の請求をする場合にあっては、それぞれの事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、同項第１号に掲げる事業及び同項第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業又は同項第４号に掲げる事業とに分けて提出すること。

［10・11　略］

12　「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第53条の２若しくは第72条の33第２項又は令和２年旧法第53条の２若しくは第72条の33第２項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の一一関係）

［様式　同上］

第７号の２様式別表６記載要領

［１・２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)・(2)　同左］

(3)　「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)・(2)　同左］

(3)　「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額(17)」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

第十号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）

［様式　同上］

第10号の３様式記載要領

［１　同左］

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額を課税標準とする道府県民税の法人税割又は各事業年度の所得に対する事業税の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

３　この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の道府県知事に１通提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人が分割基準の誤りによる更正の請求をする場合には、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事にあらかじめ第10号の２様式により修正後の分割基準の明細を届け出たことを証する文書を添付すること。

［４～８　同左］

９　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業及び同項第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業又は同項第４号に掲げる事業とを併せて行う法人が事業税の更正の請求をする場合にあっては、それぞれの事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、同項第１号に掲げる事業及び同項第２号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業又は同項第４項に掲げる事業とに分けて提出すること。

［10・11　同左］

12　「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第53条の２若しくは第72条の33第２項又は令和２年旧法第53条の２若しくは第72条の33第２項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、